

インドネシアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という）は、東南アジア南部にあり、ジャワ島、スマトラ島、カリマンタン（ボルネオ）島、スラウェシ島等、大小 17,000 の島からなる世界最大の島嶼国家である。国土の面積は、日本の約 5.5 倍である。人口は約 2 億 6,400 万人であり（世界第 4 位）、比較的若い生産年齢人口が多いといわれている。気候は、高温多湿の熱帯性気候に属する。首都はジャカルタ、公用語はインドネシア語、通貨はインドネシアルピアである。国民の約 9 割はイスラム教を信仰している。

1602 年にオランダが東インド会社を設立して以降、短期間の英國による統治をはさんで、1942 年に日本が占領するまで、オランダによる植民地支配が長期間続いた。

インドネシアには、原油、天然ガス、スズ等の鉱物資源が豊富にあり、近年、比較的高い経済成長率を維持している。

とくに 1990 年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、インドネシア企業との貿易を行い、またインドネシアに対する投資を行ってきたことから、インドネシアは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するインドネシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなインドネシアの重要性に鑑みると、インドネシアの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、インドネシアの知的財産法の概要を紹介することとした。

II 知的財産法全般

1 概要

インドネシアの法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

インドネシアの法制度は、歴史的にはオランダの法制度の影響を強く受けてきた（とくに、民法、商法、民事手続法の分野）が、近時は米国等の法制度の影響も受けるようになってい

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（[https://www.bizlawjapan.com/](http://www.bizlawjapan.com/)）代表。

る。また、伝統的な慣習法やイスラム法の影響も色濃く残っている。

インドネシアの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標・地理的表示法（以下「商標法」という）、著作権法、営業秘密法、半導体集積回路法、植物新品種保護法等により構成されている²。

1995年にWTOの原加盟国となったインドネシアは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、特許協力条約（PCT）、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（以下「マドリッド・プロトコル」という）、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）等である。従来、インドネシアは、マドリッド・プロトコルには加盟していなかったが、2017年10月2日、遂にマドリッド・プロトコルへの加盟を果たし、2018年1月2日よりマドリッド・プロトコル国際登録出願の指定国とすることが可能となった。

知的財産権に関連するインドネシアの政府機関のうち最も主要なものであるインドネシア法務人権省の知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property (DGIP)³）は、主に特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。DGIP内部には、特許・意匠局、商標・地理的表示局、著作権・工業意匠局、知的財産情報技術局、知的財産協力推進局、及び捜査・紛争解決局がある。

III 特許

1 概要

特許については、2016年8月26日に施行された「特許法」に規定されている。特許法の保護対象には、通常の特許のほかに、小特許の制度もある。特許法における通常の特許と小特許についての多くの規定は共通しているため、本稿では、まず通常の特許について概要を説明し、その後、小特許の特徴を紹介することとした⁴。

2 発明

特許法によると、「発明」とは、特定の課題を解決するための物の発明、方法の発明、物・方法の改良・開発に関する発明をいう。2016年改正特許法により、技術的効果を有し、有形・無形の問題を解決するコンピュータ・プログラムは、特許の対象に含まれるようになつ

² 主な知財関連法令の日本語訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。

https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokujii.htm

³ <http://www.dgip.go.id/>

⁴ 本稿の「特許」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「インドネシア」の「制度ガイド」5頁～11頁等を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

た。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。

3 特許を受ける権利の帰属

特許を受ける権利は、原則として、発明者に原始的に帰属する。職務発明の場合、及び発明者が使用者の資料・設備を利用した場合は、契約に別段の定めのない限り、特許を受ける権利は、使用者に帰属する。但し、発明者は、①当該発明から得ることができる経済的利益を考慮した相当の対価を受領する権利、及び②特許証に氏名を表示される権利を有する。

4 出願

インドネシアは、日本と同様に、先願主義を採用している。

インドネシアに居所又は事業拠点を有しない出願人は、インドネシアの現地代理人を選任しなければならない。

出願にあたっては、インドネシア語により明細書等を作成し提出するのが原則であるが、英語の明細書等を作成し提出した後、期限内にインドネシア語による翻訳を提出することもできる。

出願後は、まず方式要件について審査される。

DGIP が、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知日から 3 か月以内（さらに 2 か月の延長も可）に補正をすることができる。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から 18 か月経過後に公開される。

出願公開の日から 6 か月間は、誰でも、情報提供を行うことができる。

5 審査

インドネシアでは、特許出願につき、方式審査のほか、不特許事由に該当しないことのほか、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。

実体審査を受けるためには、出願日又は優先日から 36 か月以内に審査請求を行わなければならない。

主な不登録事由としては、①芸術的な創作物、②発見、科学上の理論、算術的方法、③精神的行為、ゲームを行うため又はビジネスを行うための計画、規則又は方法、④コンピュータ・プログラム（但し、技術的効果を有し、有形・無形の問題を解決するコンピュータ・プログラムを除く）、⑤情報の提示等がある。

出願日又は優先日前に、インドネシア国内又は国外のいずれかにおいて、発明が公知、公用又は刊行物に掲載されている場合、新規性は認められない（絶対的新規性）。

また、出願後に、出願公開された先の出願の明細書等に記載された発明と同一の後の出願は、出願人が同一か否かにかかわらず、特許を受けることができない。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等のいずれかの要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、拒絶理由通知日から3ヶ月以内（請求により2ヶ月延長可。費用を支払えばさらに1ヶ月延長可）に、補正書・意見書を提出して応答することができる。期間内に提出・応答が無かった場合、出願は放棄されたものとみなされる。また、期間内に提出・応答したもの、依然として拒絶理由が解消されていないと判断された場合、拒絶査定が通知される。

拒絶査定に対しては、出願人は、拒絶査定通知の発行日から3ヶ月以内に、特別特許審判委員会に対し、審判請求を行うことができる。

6 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、出願人に対し、特許証が発行され、特許付与が特許公報に公告され、特許原簿に登録される。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。

2016年改正特許法によると、特許権者は、インドネシアにおいて、当該特許に係る製品を製造し又は製造方法を使用しなければならず、技術移転を行わなければならないと規定されている。

また、2016年改正特許法によると、特許権が付与された医薬品について、当該医薬品を必要とし、疾病に苦しめられている発展途上国に対して輸出するための強制実施権が付与されるものと規定されている。

7 小特許

前述したとおり、特許法は、通常の特許及び小特許の両方について共通の規定を多く有しているが、ここでは、小特許に特徴的な点について述べたい。

小特許は、形状、構造又は組み合わせによる新規性及び実用性を有する物品又は装置を保護対象とするとされていたが、2016年改正特許法により、新規の方法及び既存の方法の改善も、保護対象に含められた。

小特許は、進歩性の要件は不要である。

方式要件を満たす小特許の出願は、出願日から3ヶ月という比較的短期間の経過後に公開される。

インドネシアでは、小特許の場合も実体審査が行われる。実体審査を受けるためには、出願日から6ヶ月以内という比較的短期間内に審査請求を行わなければならない。

小特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年である。

IV 意匠

1 要件

「意匠法」によると、意匠とは、「3 次元又は平面の輪郭、色彩又はこれらの組み合わせによる形状、構造若しくは配置であって、美的印象を与え、一定の生産物、商品、工業製品又は手芸品に適用できるもの」をいう⁵。

インドネシアの意匠法では、部分意匠制度は採用されていない。

2 出願

インドネシアでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

インドネシアに居所又は事業拠点を有しない出願人は、インドネシアの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。

3 審査

インドネシアでは、意匠出願につき、方式審査のほか、意匠の適格性、新規性、公序良俗違反でないことについての実体審査が行われる。

実体審査の結果、出願に係る意匠が、いずれかの要件を満たしていないと判断された場合、拒絶査定通知が発行される。DGIP の拒絶査定に対し、出願人は、30 日以内に商事裁判所に対し、不服審判請求を行うことができる。

実体審査の結果、出願に係る意匠が、全ての要件を満たしていると判断された場合、意匠出願は出願から 3 か月以内（請求により延長可）に公告される。出願公告は 3 か月間行われ、この間に第三者から異議申立てが無かった場合、意匠出願は登録される。第三者から異議申立てがあった場合は、出願人は期間内に反論を行うことができ、もし異議申立ての結果、意匠出願が拒絶された場合、出願人は、商事裁判所に対し、拒絶査定の取消を求めて提訴することができる。

出願日又は優先日前に、インドネシア国内又は国外のいずれかにおいて、印刷物又は電子媒体において意匠が開示又は展示されていなければ、新規性が認められる（絶対的新規性）。

4 登録

意匠権の存続期間は出願日から 10 年である。意匠権の存続期間の更新制度は無い。

意匠登録に利害関係を有する者は、当該意匠登録の無効理由（新規性を欠如していること、公序良俗に違反していること）を主張して、商事裁判所に対し、登録無効請求を行うことが

⁵ 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「インドネシア」の「制度ガイド」12 頁～16 頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

できる。

V 商標

1 商標

商標については、2016年11月25日に施行された「商標法」に規定されている⁶。

前述したとおり、従来、インドネシアは、マドリッド・プロトコルには加盟していなかつたが、2017年10月2日、遂にマドリッド・プロトコルへの加盟を果たし、2018年1月2日よりマドリッド・プロトコル国際登録出願の指定国とすることが可能となった。

商標法によると、「商標」とは、自己の商品又は役務を他者の同種の商品又は役務から識別するために使用され、文字、図形、絵画、名前、言葉等又はこれらの組み合わせであって、商業的に利用される標章をいうとされていたが、2016年改正商標法により、立体商標、ホログラム、音声も商標権の保護対象に含まれるようになった。

また、「団体商標」(当該標章所有者である組織の構成員の商品又はサービスを非構成員のそれらと識別するために使用される標章)も認められている。

2 出願

インドネシアは、日本と同様、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

インドネシアに居所又は事業拠点を有しない出願人は、インドネシアの現地代理人を選任しなければならない。

出願後は、まず方式要件について審査される。

DGIPが、出願につき方式要件を満たしていないと判断した場合、その旨を出願人に通知する。これに対し、出願人は、通知日から2か月以内に補正をすることができる。もし出願人が適切に補正をしなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

出願時に出願人が当該商標を使用している必要は無い。

方式要件を満たす出願は、出願受理日から15日以内に、出願公開される。

3 審査

インドネシアでは、商標登録出願につき、方式審査のほか、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由についての実体審査が行われる。実体審査は、出願日から30日以内に開始され、開始日から9か月以内に審査が完了するものとされている。

主な絶対的拒絶理由としては、①識別力の無い標章、②既に公的な財産となっている標章、

⁶ 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「インドネシア」の「制度ガイド」17頁～23頁を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

③公序良俗に反する商標、④商品・サービスの情報を構成する標章、又は商品・サービスに関連する標章、⑤悪意で出願された商標等がある。

主な相対的拒絶理由としては、①先行する他人の登録商標と同一又は類似の商標であつて、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願、②未登録周知商標と同一又は類似の商標であつて、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願、③地理的表示と同一又は類似の商標、④他人の著作権、意匠権その他の知的財産権を侵害する商標、⑤不正競争を生じさせる商標、⑥著名な他人の氏名、写真、商号と同一又は類似の商標であつて、当該他人の同意を得ていないもの、⑦国、国際機関等の公的な名称、記章、紋章、印章、証印等と同一又は類似の商標であつて、当該他人の同意を得ていないもの等がある。

出願された商標が上記のいずれかの拒絶理由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から30日以内に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、許可決定がなされ、出願公告される。出願公告から3か月間、誰からも異議申立てが無かった場合、又は異議申立てはあったが異議理由が認められなかつた場合、商標出願は登録され、登録証が発行される。

他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、最終的に、出願は拒絶されることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、当該査定日から3か月以内に、商標審判委員会に対し、拒絶査定不服審判を請求することができる。そして当該審判に不服があるときは、3か月以内に商事裁判所に提訴することができる。

4 登録

商標権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年であり、10年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、DGIPに対し、期間満了前12か月以内に行わなければならない。従来、期間満了後の猶予期間は無かったが、2016年改正商標法により、期間満了後であっても6か月以内であれば、費用を支払うことにより更新申請が可能となった。

登録後、正当な理由なく、登録商標が、指定商品・役務について、継続して3年以上使用されていない場合、職権又は第三者の申立てにより、当該商標登録が取り消されることがある。「正当な理由」には、商品の輸入・販売が禁止されていたこと等のように、客観的なものであることが必要である。「使用」には、登録商標権者自身の使用だけでなく、被許諾者による使用も含まれる。

商標登録後5年間は、利害関係人は、商標登録の無効を商事裁判所に請求することができる。無効理由は、前述した実体的登録要件と同じである。

VI 著作権

1 概要

著作権は、2014年10月16日施行の改正「著作権法」において規定されている。

インドネシアはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はインドネシアでも保護される。

2 著作物

「著作物」とは、「発想、才能、思考、想像、熟練、技能又は専門性に基づいて創作された学術、芸術及び文学の分野の創作物で、明白な形態で表現されたもの」をいう⁷。2014年の著作権法改正により、伝統的文化的表現の翻案、創作やデータの編集物、伝統的文化的表現の原型の編集物、ビデオゲームが、「著作物」の種類に追加された。

3 著作権

「著作権」とは、「法令の規定に則った制約に影響を及ぼすことなく、著作物が明確な形態で具現化された後、表明の原則に基づいて自動的に生じる著作者の排他的権利」をいう。著作権には、財産権及び人格権がある。ここにいう財産権とは、「著作物に対する財産的利益を得る著作者又は著作権者の排他的権利」をいい、具体的には、①著作物の出版、②著作物の複製、③著作物の翻訳、④著作物の翻案、編曲又は変形、⑤著作物又は複製物の頒布、⑥著作物の実演、⑦著作物の公表、⑧著作物の送信、⑨著作物の貸与等を行うことが含まれる。また、ここにいう人格権とは、「一身に恒久的に専属する権利」をいい、具体的な著作者人格権には、①著作物の利用に関して、複製物に著作者名を常に表示し又は表示しない権利、②変名又は筆名を用いる権利、③世相に合わせて著作物の変更を行う権利、④著作物の題及び副題の変更を行う権利、⑤著作物の歪曲、著作物の切除、著作物の改変が生じた場合又は自己の名誉若しくは声望を損なうような事案が生じた場合、その保持を主張する権利が含まれる。実演家、レコード製作者、放送事業者には隣接権が保護される⁸。

4 無方式主義

インドネシアでは、著作権は著作物が創作され又は表現された時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。著作権を任意で登録することもできる。実務上、将来の著作権侵害紛争事件において、著作権侵害を主張するためには、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる。

5 著作権の保護期間

書籍、講演、音楽、美術、建築、地図等の著作物は、著作者の生存期間中及びその者の死

⁷ 新地真之著「インドネシア改正著作権法とその課題」98頁。

⁸ 新地・前掲書97~98頁。

後70年間保護される。コンピュータ・プログラム、データベース、映画、ビデオゲーム、写真等の著作物の保護期間は、最初の公表後50年である。法人著作物の保護期間は、公表後50年である。共同著作者により創作された著作物の保護期間は、最後まで生存していた共同著作者の死後70年間保護される。

VII 営業秘密

1 概要

営業秘密については、「営業秘密法」において規定されている⁹。

営業秘密法によると、「営業秘密」の要件は、①公知でないこと、②事業において経済的利益をもたらすことができること、③秘密保持措置が講じられていること、④技術情報又は事業の情報であることである。

2 営業秘密保有者の権利

営業秘密保有者は、①営業秘密を自ら実施する権利、②商業目的で他者に使用許諾、譲渡又は開示する権利を有する。

営業秘密保有者の権利の保護期間は、「営業秘密」の要件が満たされている限り、無期限である。

3 営業秘密の侵害

営業秘密が侵害されるのは、①故意による営業秘密の開示、又は書面の有無を問わず契約や義務に違反する場合、②法律法规に違反する方法で他人の営業秘密を取得又は保持する場合等である。但し、安全保障・防衛・公衆の健康安全を目的として使用する行為や、営業秘密により製造された製品の関連製品を更に開発するためにリバース・エンジニアリングする行為は、侵害とはならない。

4 営業秘密の保護

営業秘密を保護するための登録等の手続は不要であり、それが秘密とみなされる限り、営業秘密は保護の対象となる。但し、営業秘密の使用許諾及び譲渡を DGIP に登録することは、第三者対抗要件とされている。

また、実務上、労働契約や就業規則において、従業員の秘密保持義務が規定されるのが通常であるが、単に「従業員は、会社の秘密を保持する義務を負う。」と規定しただけの場合、

⁹ 本稿の「営業秘密」の部分の執筆にあたっては、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「インドネシア」の「侵害ガイド」11頁等を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

秘密保持義務は在職期間のみにおいて認められ、退職後には秘密保持義務は認められないことにもなりかねない。したがって、「従業員は、その在職期間中及び退職後においても、会社の秘密を保持する義務を負う。」というように、退職後にも秘密保持義務は存続することを明記すべきである。就業規則の具体的な規定や個別的な特約によって一定の営業秘密の保持が約定されていると認められる場合には、その約定が必要性や合理性の点で公序良俗違反とされない限り、その履行請求や損害賠償請求が可能である。

VIII エンフォースメント

1 総説

インドネシアの急速な経済発展に伴い、実際の知的財産権侵害は増加傾向にあるが、摘発が追いついていないのが実状である。

インドネシアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置がある。中国等における行政的手段（行政摘発）のような制度はない。

模倣品の摘発は、刑事的手段（刑事訴訟）による取締りが最も効果的であるといえ、実際にも、著作権侵害及び商標権侵害の事案では、ある程度利用されているが、民事的手段（民事訴訟）及び税関の水際措置を含めても、件数が多いとはいえない。インドネシアでは、遵法意識の低さ、関係機関職員や裁判官の汚職等の原因のため、適正かつ積極的な法執行が行われにくい現状にある。

将来的には、権利者がこれらの救済手段を利用するケースも次第に増えていくことになると思われる。

2 民事的手段（民事訴訟）

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害の賠償、侵害品のラベルの廃棄を請求することができる。

しかし、インドネシアでは、これまでのところ、知的財産権侵害に関する民事訴訟は極めて少なく、一般に民事訴訟に要する期間も長く、知的財産権侵害者に対する効果的な手段とはなっていないのが現状である。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考える場合、捜査当局等に対し刑事告訴を行うことができる。

刑事的手段（刑事訴訟）は、前述した民事的手段（民事訴訟）に比べると、実際にも、とくに著作権侵害及び商標権侵害の事案では、ある程度利用されているといえる。しかし、インドネシアでは、遵法意識の低さ、関係機関職員や裁判官の汚職等の原因のため、適正かつ

積極的な法執行が行われにくい現状にあり、刑事的手段（刑事訴訟）の件数が多いとはいえない。よって、前述した民事的手段（民事訴訟）と同様、知的財産権侵害者に対する効果的な手段に十分にはなっていないのが現状である。

4 税関による水際取締り

一般に、知的財産権利者にとっては、税関による水際取締りを申し立てることは有効な手段であるといえる。即ち、知的財産権侵害物品が輸入又は輸出されようとしている場合、権利者は、税関による差止を申し立てることができる。

インドネシアでは、従来より、関税法、商標法、著作権法等により、知的財産権侵害物品に対する税関による水際取締りが可能とされていたが、具体的な関連規定の整備が不十分であったため、実際に十分機能するような状況にはなっていなかった。このような状況の下、2017 年に、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害被疑物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する 2017 年度インドネシア共和国政令第 20 号」（以下「政令第 20 号」という）¹⁰が公布された（2017 年 8 月 2 日施行）。

政令第 20 号によると、税関による水際取締りのフローは、次のとおりである¹¹。

①商標権及び著作権の権利者は、インドネシアにおける当該権利を正当に有している証拠をもって、税関に対し、輸出入差止申立の登録申請を行うことができる（登録の有効期間は 1 年であるが、延長も可能である）。税関は、登録を行うか否かを、原則として、30 日以内に決定する。

②登録に基づき、税関が被疑侵害物品を発見した場合、権利者にその旨を通知する。

③権利者は、当該物品を 2 日以内に確認し、輸入差止を希望する場合、4 日以内に、商事裁判所に対し、必要な証拠書類及び銀行又は保険会社の保証書（1 億ルピア相当）を添付して輸入差止請求を申請する。

④商事裁判所は、輸入差止を認めるか否かを、2 執務日以内に決定する。決定の翌日に、決定内容を税関に通知する。

⑤商事裁判所の決定を受領した税関は、権利者、輸入者又は輸出者、及び DGIP にその内容を通知する。権利者は、商事裁判所の決定から 2 日以内に、被疑侵害物品の検査日程を税関に提出する。

⑥税関は、商事裁判所の差止命令書の通知日から 10 日間、当該貨物の通関を留保する。権利者が追加の検査費用保証金を提供した場合、さらに 10 日間、通関を留保することができる。

以上のように、税関による水際取締りの手続が明確化されたことにより、今後、インドネ

¹⁰ 政令第 20 号の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/gov2017-20.pdf

¹¹ 「日本関税協会」の下記ウェブページを参照した。

<http://www.kanzei.or.jp/cipic/cipic170718.htm>

シアにおいて、知的財産権侵害物品に対する税関による水際取締りが権利者により活用されることが期待される。

IX おわりに

以上、インドネシアの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるインドネシアにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、インドネシアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。

①豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するインドネシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②インドネシアで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、インドネシアの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14672』（経済産業調査会、2018年、原題は「世界の知的財産法 第20回 インドネシア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。